

登録特定行為事業者として登録するための要件

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ① 登録特定行為従事者が特定行為を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること
- ② 医師・看護職員が特定行為を必要とする方の状況を定期的に確認し、登録特定行為従事者と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と登録特定行為従事者との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること
- ③ 特定行為を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、特定行為の実施内容等を記載した計画書を作成すること
- ④ 特定行為の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること
- ⑤ 特定行為を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと
- ⑥ 特定行為の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること

2. 特定行為を安全・適正に実施するための基準

- ① 特定行為は、登録特定行為従事者に行わせること
- ② 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）
- ③ 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること
- ④ 上記 1. ③の計画書の内容を特定行為が必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること
- ⑤ 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること

上記の詳細については、下記の省令及び通知をご確認ください。

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23 年厚生労働省令第126 号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（平成 23 年 11 月 11 日付社援発 1111 第 1 号）